

役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下「この法人」という。）の定款第17条及び第36条の規定に基づき、この法人の役員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 役員等とは、定款第28条に基づき置かれた理事及び監事及び定款第12条の評議員をいう。
- (2) 理事長とは、定款第28条第3項に定める代表理事をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第14号で定める範囲とする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 役員等が前項の報酬の受取を辞退した場合は、報酬を支給しないものとする。
- 3 理事長の報酬は、別表に定める額の範囲内とする。
- 4 非常勤役員等（理事長を除く。以下同じ。）の報酬は、理事会若しくは評議員会及び評議員選定委員会への出席又は監事監査の実施の都度、一日あたり10,000円を報酬として支給することができる。

(報酬の支給方法)

第4条 理事長の報酬は、月末締め現金により支払うものとする。ただし、本人の申出により本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。この場合、振込手数料は本人負担とする。

- 2 前項の支払いにおいては、法律により定められた控除すべき金額を控除して支払うものとする。
- 3 非常勤役員等への報酬は、理事会若しくは評議員会及び評議員選定委員会への出席又は監事監査の都度、支払うものとする。

(費用の種類及び金額)

第5条 役員等が、この法人の職務のため旅行（出張）したときは、この法人の旅費支給規

程に基づき、旅費を支給することができる。

- 2 役員等が職務により評議員会、理事会その他会議に出席したときは、この法人の旅費支給規程に基づき、その費用を支給することができる。
- 3 役員等が前項の費用の受取を辞退した場合は、費用を支給しないものとする。
- 4 理事長が職務執行のため出勤する場合、交通費実費を支給することができる。

(共通役員の按分支給)

第 6 条 役員等が県下漁協系統団体の共通役員の場合で、前条第 2 項に該当する費用は、団体間で締結する覚書に沿って支給するものとする。

(費用の支給方法)

- 第 7 条 役員等の費用の支給は、その都度、現金により支給する。ただし、本人からの申出により、本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 前項の振込による場合、振込手数料は本人負担とする。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、公益財団法人沖縄県漁業振興基金の設立の登記の日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。
2. 令和 7 年 5 月 28 日一部改正

別表（第 3 条第 3 項関係）

勤務形態	日額報酬（円）	報酬総額／年
週 1 日＋諸会議等出席	20,000 円	1,540,000 円以内

（報酬総額の算定方法）

- ① 定例出席 20,000 円／日×53 回＝1,060,000 円
- ② 諸会議等出席 20,000 円／日×24 回＝480,000 円
- ③ 上記①＋②＝1,540,000 円